

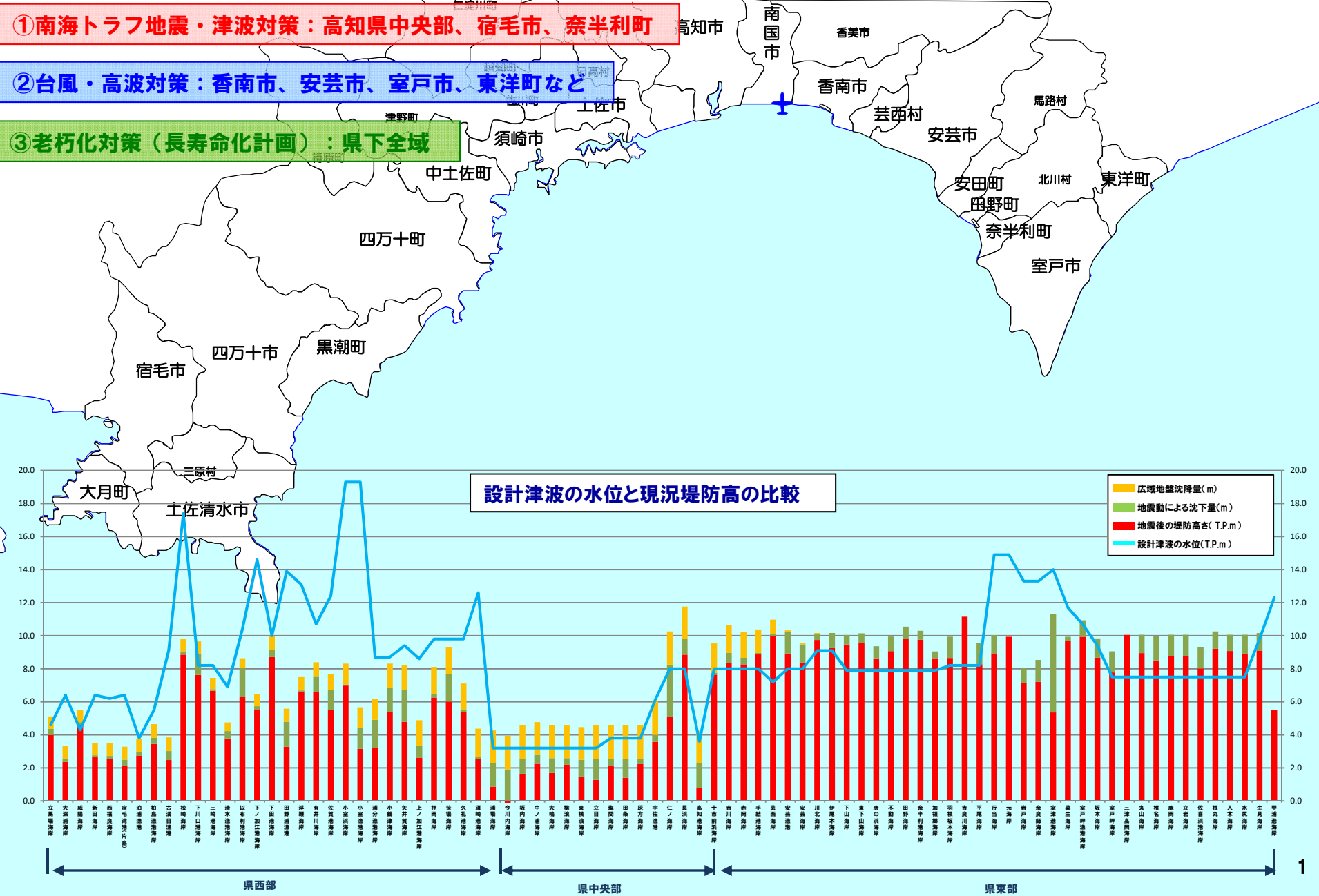
5. その他

(1) 報告事項

平成29年2月13日

高知県土木部港湾・海岸課

海岸事業の実施状況

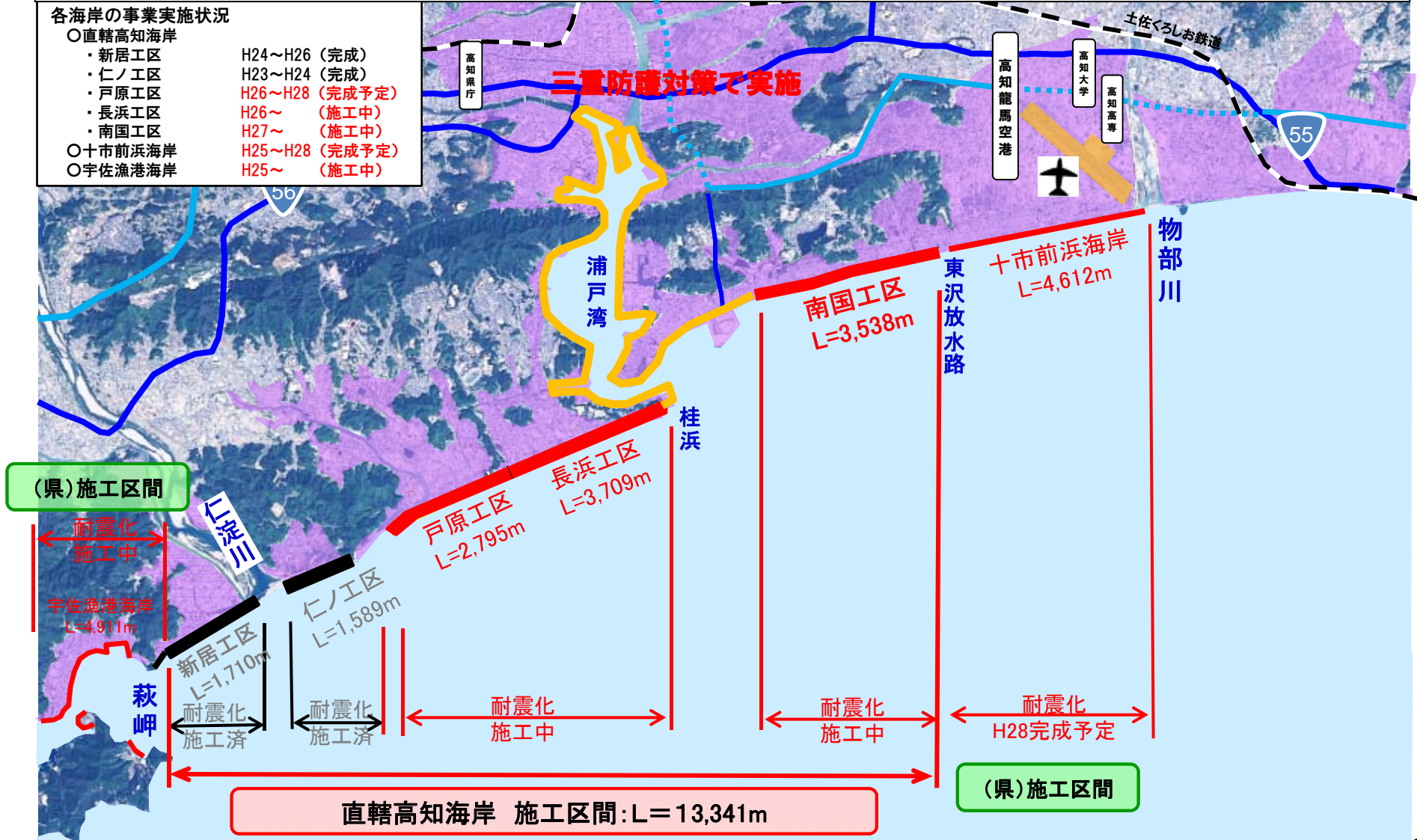


南海トラフ地震・津波対策の事業実施状況

県都高知市を中心とする沿岸部は、人口や都市機能が集積し、高知龍馬空港・高知港等の重要インフラが立地するなど、陸・海・空の交通の結節点ともなっており、当地域で地震・津波対策を進めることで**浸水被害の最小化と早期の社会経済活動の復旧・復興が可能**となります。このため、**直轄高知海岸の堤防耐震化等を進めるとともに、県施工区間でも地震・津波対策**を実施しております。

各海岸の事業実施状況

- 直轄高知海岸
 - ・新居工区 H24～H26 (完成)
 - ・仁ノ工区 H23～H24 (完成)
 - ・戸原工区 H26～H28 (完成予定)
 - ・長浜工区 H26～ (施工中)
 - ・南国工区 H27～ (施工中)
- 十市前浜海岸 H25～H28 (完成予定)
- 宇佐漁港海岸 H25～ (施工中)

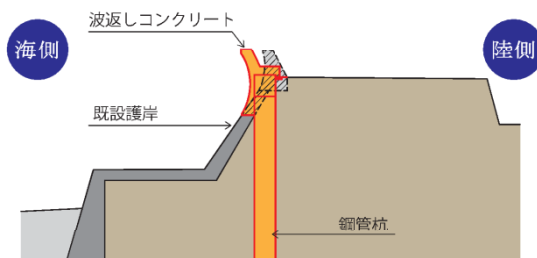


直轄高知海岸の事業実施状況(南海トラフ地震・津波対策)

対策断面

対策工法(鋼管杭工法)

鋼管杭で壁を作り、堤防の沈下・変形を抑えます。



堤防天端と道路との高さの差が小さいところは鋼管杭で施工

鋼管杭区間の断面

新居、戸原、長浜、南国工区

施工状況

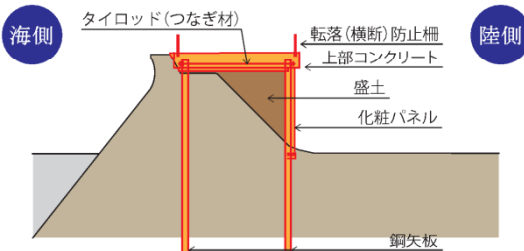


完成写真



対策工法(二重矢板工法)

二重矢板とタイロッド(つなぎ材)との連結により、堤防の沈下・変形を抑えます。



堤防天端と道路との高さの差が大きいところは二重矢板で施工

二重矢板区間の断面

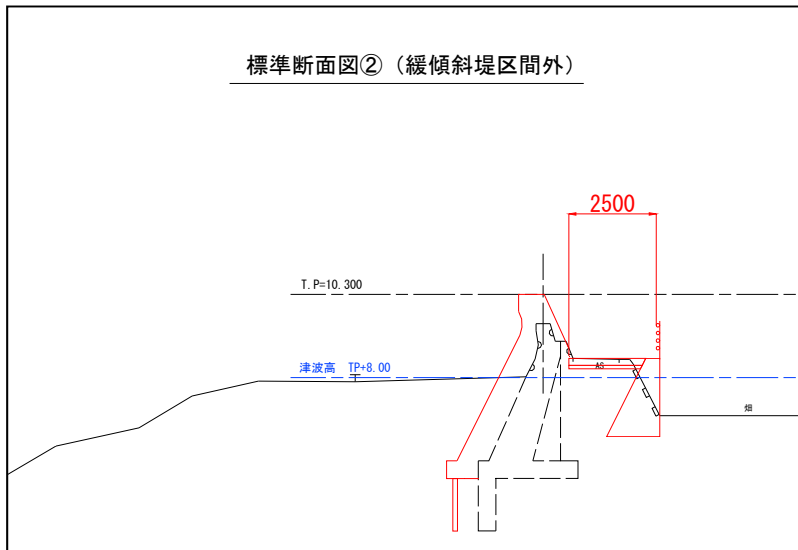
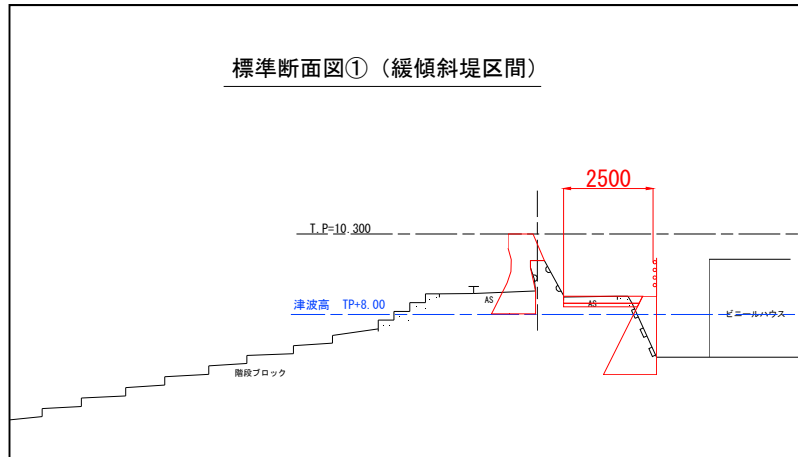
新居、仁ノ工区



直轄高知海岸では、液状化対策として、鋼管杭工法、二重鋼矢板工法を採用し、揺れ・液状化による崩壊や沈下を抑制するとともに、津波に対しても粘り強く抵抗する構造を採用しています。

十市前浜海岸の事業実施状況(南海トラフ地震・津波対策)

十市前浜海岸 対策断面



十市前浜海岸 完成写真

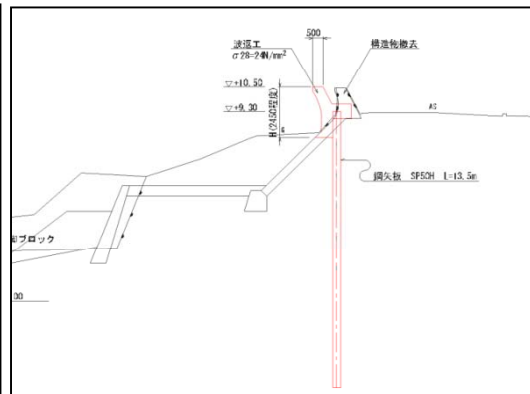
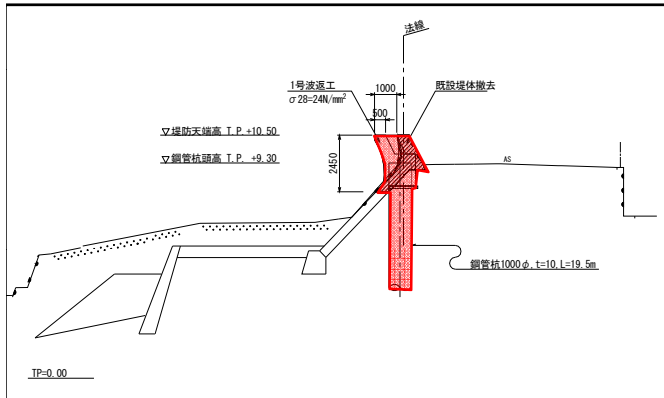


十市前浜海岸では液状化沈下量が小さいことから、液状化沈下分を嵩上げすることで津波に対する高さを確保するようにしています。対策については、平成28年度に完成する予定です。

宇佐漁港海岸の事業実施状況(南海トラフ地震・津波対策)

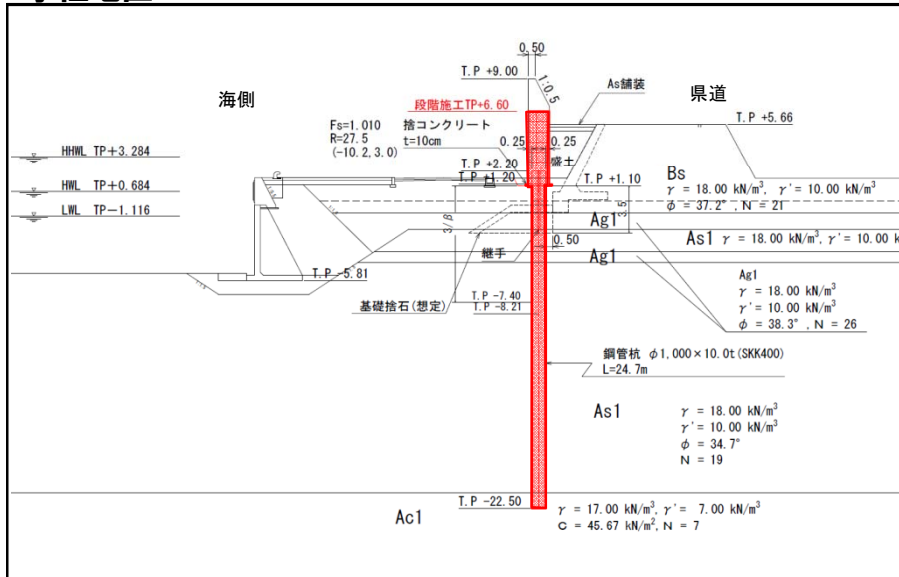
宇佐漁港海岸事業 各地区の対策断面

新居地区 H25~H28 (完成)

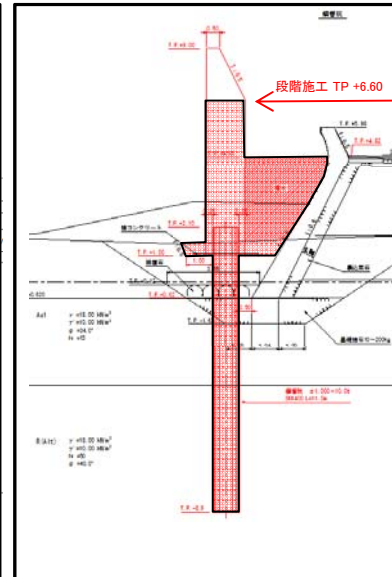


新居地区 完成写真 宇佐側から撮影

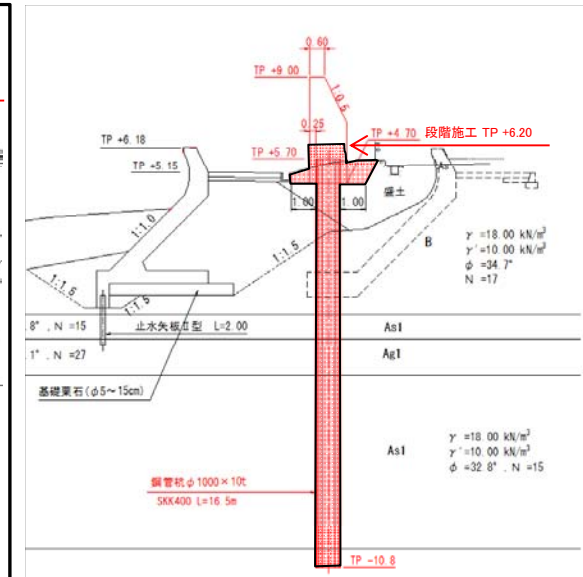
宇佐地区



井の尻地区



竜地区

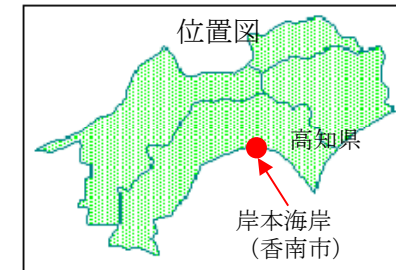


新居地区は直轄高知海岸新居工区と連携して対策を実施し、平成28年度に完成しております。宇佐、井の尻、竜地区では平成28年度より工事を実施しております。

岸本海岸(香南市)の事業実施状況(台風・高波対策)

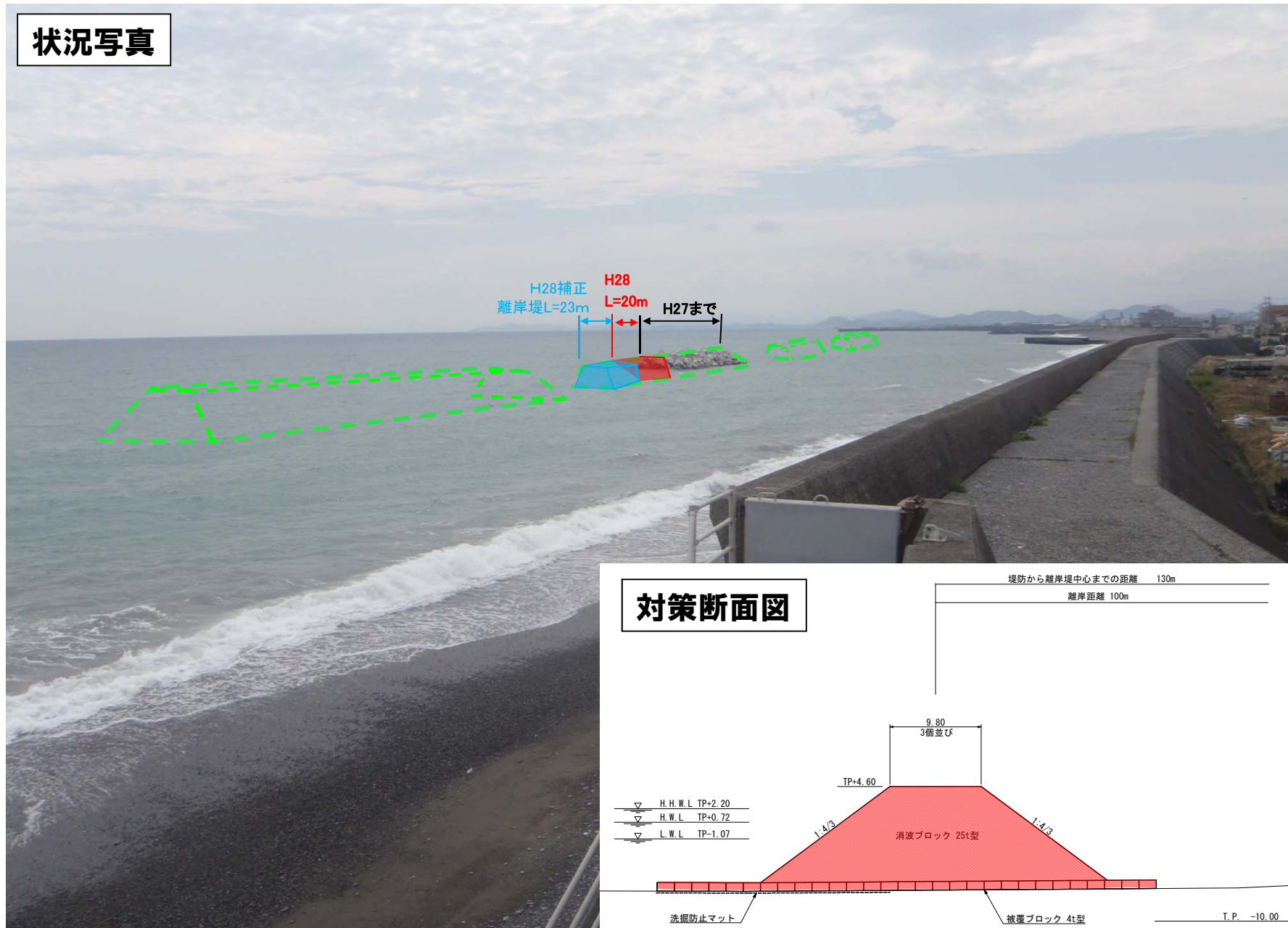
岸本海岸は、香南市に位置し、背後には多くの人家、資産が集積していると共に、唯一の幹線道路である国道55号が並走している。

以前は、堤防前面に広大な砂浜を有していたが、侵食が徐々に進行し、現在では30m程度しかない状況になっているので、背後地では平成21年の台風18号や平成23年の台風6号の波浪により、砂利の飛散や海水の流入など越波被害が発生している。このため、砂浜の安定を図り直接的に波浪を低減することを目的に、平成25年度より離岸堤を整備している。

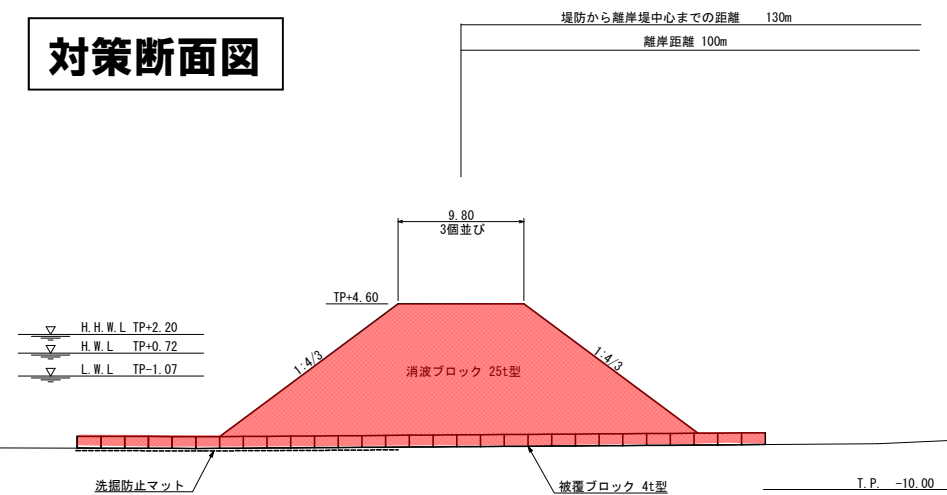


岸本海岸(香南市)の事業実施状況(台風・高波対策)

状況写真

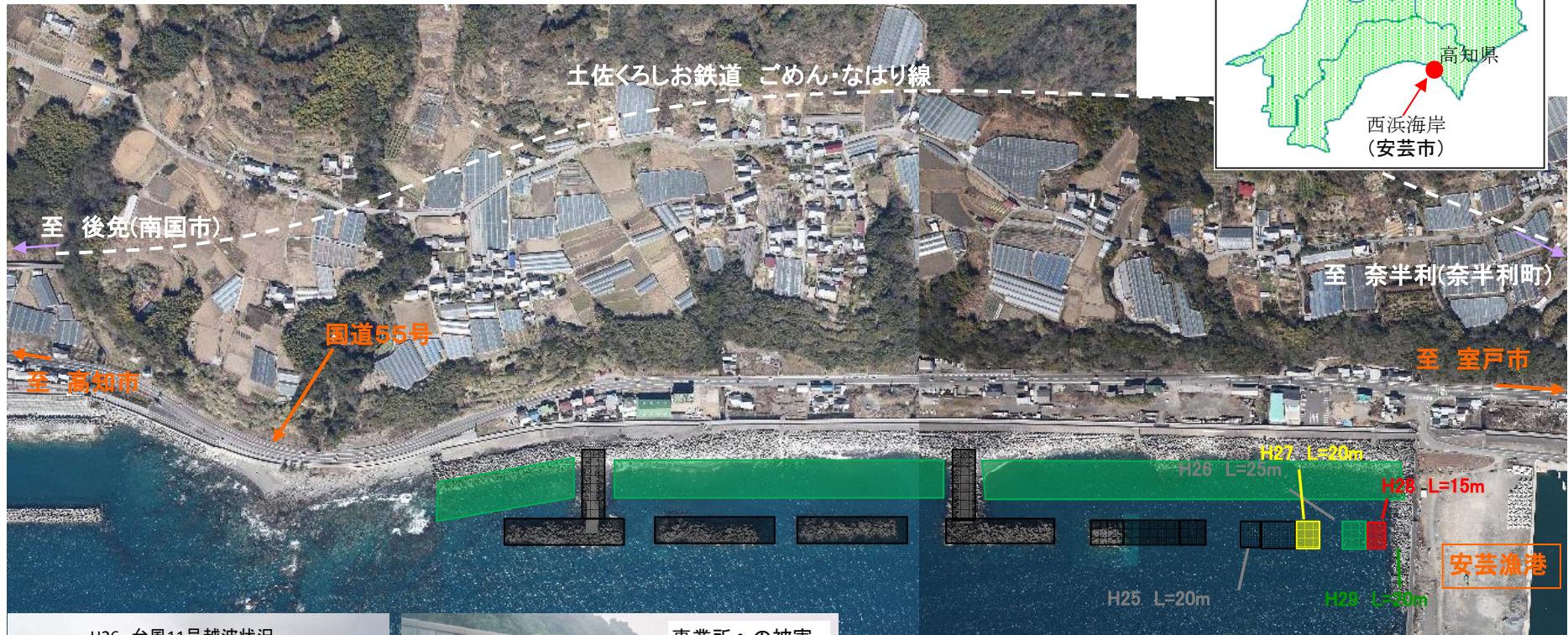
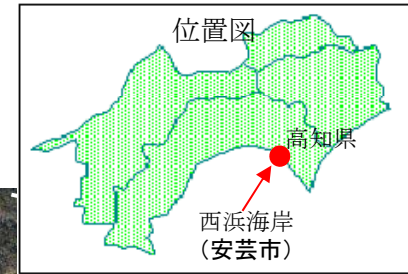


対策断面図



西浜海岸(安芸市)の事業実施状況(台風・高波対策)

西浜海岸は安芸市に位置している。この海岸は、海岸侵食が激しく、異常気象時には、背後の人家・国道55号に越波被害が生じている。このため突堤・離岸堤・養浜を行い砂浜の回復・安定を図る保全施設を整備し背後地への浸水被害を防ぐ整備を行っている。



	H26まで
	H27当初
	H28実施
	H28補正
	H29以降

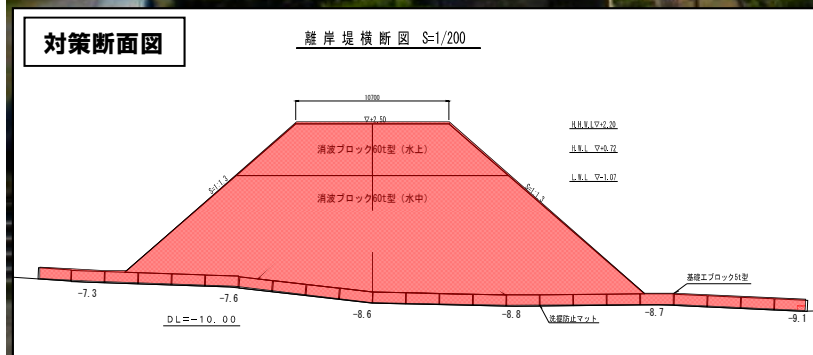
西浜海岸(安芸市)の事業実施状況(台風・高波対策)

状況写真



対策断面図

離岸堤横断面 S=1/200

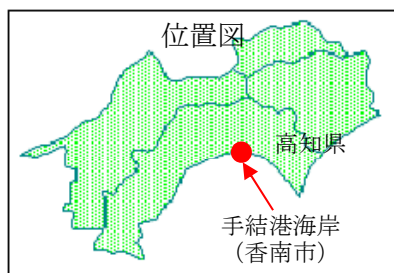


手結港海岸（香南市）の事業実施状況（津波避難タワー）

香南市にある手結港海岸（ヤ・シィパーク）海岸緑地公園で、海水浴客等の海岸利用者が南海トラフ地震津波から安全かつ確実に避難できるよう津波避難施設を整備している。

○避難タワー規格

設置位置	: 下図のとおり
避難場所の面積	: 300m ² （収容人数600人）
避難場所の高さ	: T.P.+16.3m
構造	: 鋼製構造（展望台タイプ）



陸こう常時閉鎖の取組

来るべき南海トラフ地震に備え、高知県では陸こうをコンクリートや鍵で閉鎖する常時閉鎖の取組を進めています。今後も利用者と協議しながら、この取組みを推進していく予定です。

ただ、陸こうの中でも出入口等で利用頻度が高く常時閉鎖が不可能な陸こうについては、「水門・陸こう等操作規則」を策定し、現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するため体制を構築しています。

陸こう常時閉鎖数(4省庁合計)

全体数	常時閉鎖数	常時閉鎖数			残数量	備考
		コンクリート閉鎖	施錠閉鎖	利用時開放※		
1173	766	391	199	176	407	残数量のうち、道路遮断陸こう39箇所

※利用時開放: 平常時は閉鎖しており、利用時のみ開閉作業を行う。



海岸保全施設の長寿命化計画の策定について

資料-5

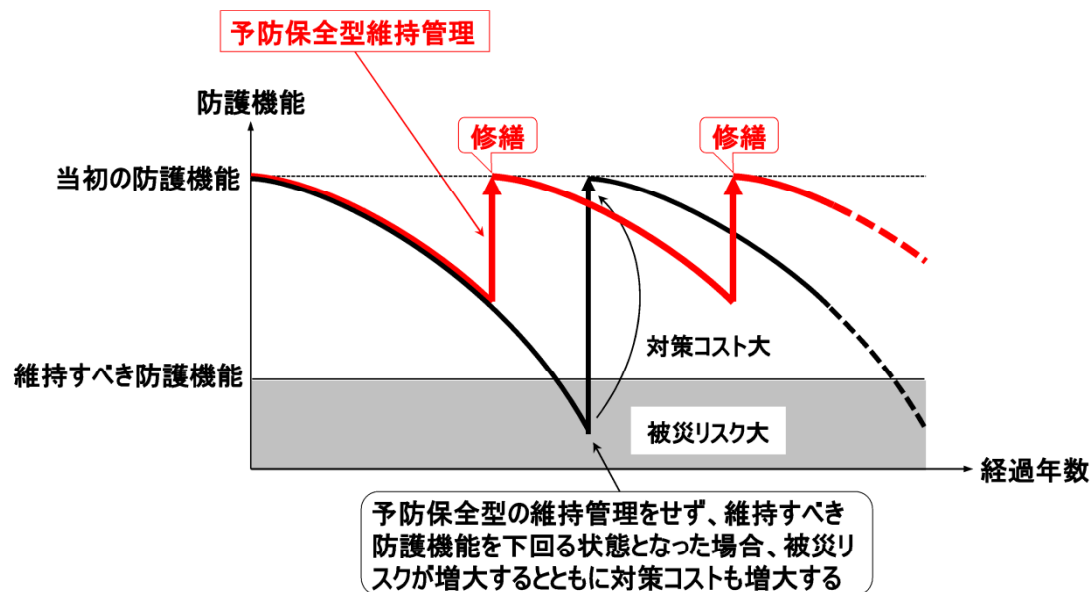
平成26年度の海岸法の改正により、**海岸管理者が海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきこと**が明確化され、長寿命化計画の策定が必要となりました。

長寿命化計画とは

海岸保全施設の背後地を防護する機能を効率的・効果的に確保するため、予防保全の考え方にに基づき、適切な維持管理による施設の長寿命化を目指すための計画。

計画策定による効果

予防保全型の維持管理を導入することにより、「**防護機能を確保できること**」、「**大規模な対策等を実施する必要が少なくなること**」、「**長期的にみるとライフサイクルコストが少なく済むこと**」が効果として見込まれます。



高知県での取組

高知県では、平成27年度から長寿命化計画の策定に取り組んでいます。平成30年までにすべての162海岸で計画を策定する予定です。

制度創設の経緯

近年、民間の法人・団体が海岸において多種多様な活動を実施しています。海岸の維持管理を充実させるため、これらの法人・団体の活動の促進が必要と考えられ、

→平成26年6月の海岸法の一部が改正され海岸協力団体の制度が創設されました。

海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待されます。

海岸協力団体に指定されると

海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し占用等の許可の手続きが簡素化されます。また、国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けることができるとともに、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。

高知海岸の「海岸協力団体」を募集します！

海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

国・海岸管理者
申請 指定
法人または団体(NPO等)
自発的活動

海岸協力団体の活動イメージ

- 海岸植生の保護
- 多品種保護(ウミガメ等の保護)
- 海岸環境の維持(清掃活動)
- 環境教育活動
- 調査研究

【海岸法 第28条の4(海岸協力団体の活動)】
海岸協力団体は、当該海岸協会の指定した範囲で「海岸法」第28条第1項第1号に規定する活動を行うことができる。

一、海岸管理者(指定)と、海岸協力団体の協働による活動を行うこと。
二、海岸管理者との共同開催する海岸管理の推進活動を行うこと。
三、海岸管理者との共同開催する調査研究を行うこと。
四、海岸管理者の許可に基き、海岸に設置する施設等の設置を行うこと。
五、海岸に設置する施設に関する活動を行うこと。

募集範囲

(注) 募集し得る区域は以下のとおりです。
① 高知市(区)内全域
② 高知市(区)内一部地域から一部募集範囲を指定する募集方法
③ 高知市(区)内一部地域から一部募集範囲を指定する募集方法
④ 高知市(区)内一部地域から一部募集範囲を指定する募集方法
⑤ 高知市(区)内一部地域から一部募集範囲を指定する募集方法
⑥ 高知市(区)内一部地域から一部募集範囲を指定する募集方法
⑦ 高知市(区)内一部地域から一部募集範囲を指定する募集方法
⑧ 高知市(区)内一部地域から一部募集範囲を指定する募集方法

「海岸協力団体」に指定されると?

- 海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けることができるとともに、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。

問い合わせ先

国土交通省 高知河川国道事務所 高知河川国道事務所 工務課
〒780-8023 高知県高知市大黒寺町9-6番地7 電話番号:088-833-0111 (代表)
○ 申請は特設又は郵送によります。

高知河川国道事務所の募集パンフレット

県内では、国土交通省高知河川国道事務所が直轄高知海岸で活動する海岸協力団体を募集しています。高知県としても、今後、この制度を利用して海岸協力団体の指定を行っていく予定です。